

I - 1 医療法人社団 仁恵会 石井病院

院内感染対策指針

石井病院(以下「本院」という。)の理念は、「仁＝思いやり」をモットーに気配りと安全・安心を軸に信頼される医療を提供することにある。

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、感染対策体制を確立し、本院の理念に基づき適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。そのために必要な指針を次のとおり定める。

1 院内感染対策に関する基本的考え方

全ての患者に対しての感染対策（血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚は感染の可能性のある対象として対応する＝標準予防策）および感染経路別予防策を実践することにより、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させる。

2 院内感染のための委員会の設置

院内感染発生時の迅速な対応策、及び院内感染の拡大・予防を図るため『院内感染対策委員会』および『感染対策部会（季節性感染症対策グループ・勉強会グループ・マニュアルグループ）』を設置する。

3 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

院内感染防止に係る基本的な考え方及び具体的な方策について、本院の職員に周知徹底を行うことで、個々の職員の感染に対する意識向上、また、業務遂行を行うための技能やチームの一員としての意識向上等を図ることを目的として、全職員を対象とした感染防止の研修を年2回程度開催するほか、必要に応じて開催するものとする。

4 院内感染発生時の対応に関する基本方針

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた事象が発生したときは、法に則りあかし保健所へ届出を行う。

5 感染症発生状況の報告に関する基本方針

耐性菌および市中感染症の院内発生に伴う感染拡大を防止するため、感染症発生状況について院内感染対策委員会を通じて、病院職員に定期的に通知、随時情報提供を行う。

6 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者様、ご家族様から閲覧の申し出があったときは、これを開示するものとする。

7 その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

職員は、院内感染マニュアルを遵守し、適切な手指衛生や防護用具の使用などの標準予防策、感染経路別予防策等を実施する。血液曝露防止策や予防接種・健康診断受診、個人防護用具着用などを実施し職業感染防止に努める。

附 則

- 1 この指針は、平成19年 7月22日から実施する。
- 2 この指針は、平成19年 12月 1日から実施する。
- 3 この指針は、平成27年 8月 1日から実施する。
- 4 この指針は、平成31年 4月 1日から実施する。
- 5 この指針は、2023年 2月 1日から実施する。
- 6 この指針は、2023年 11月 1日から実施する。